

東日本大震災 復興加速化のための第11次提言（概要）

第2期復興・創生期間の3年目に向け、復興を成し遂げるために不可欠な諸課題について、具体的な取組みを着実に進めるよう政府に提言。

【特記事項】

① ALPS処理水の処分

- ・ 安全性への理解は徐々に広がってきているが、海洋放出に向けた取組みは緒に就いたばかり。引き続き政府が前面に立ち、万全の対策を継続していく必要。
- ・ 関係者の不安や懸念をしっかりと受け止め、漁業者・国民の理解を得るための丁寧な説明や対話、安全性の担保と浸透、風評抑制のための情報発信の充実、経営継続のためのセーフティネット、事業継続のための支援、全国の漁業者への支援（将来にわたり安心して漁業を継続できるよう、基金による万全な対策）を求める。

② 特定復興再生拠点区域外における対応の具体化

- ・ 特定復興再生拠点区域外にある自宅に帰りたいと願う住民の方々が2020年代をかけて一人残らず帰還できるよう、具体的な取組みを着実に進めること。
- ・ 住民一人ひとりに寄り添った帰還意向の丁寧な把握とスピード感をもった対応、除染範囲・手法を地図上に整理しながら具体化、大熊町・双葉町でモデル事例となるよう先行的に除染に着手し住民の安全・安心を目に見える形で示すこと、関係主体が連携したインフラの実態把握と効率的な整備、残された土地・家屋等の扱いについて地元自治体と協議・検討を進めること、等を求める。

③ 原子力損害賠償

- ・ 被害の実態に見合った必要十分な賠償が行われるよう東京電力を指導。
- ・ 中間指針の見直しも含めた賠償のあり方についての検討を求める被害者の方々の声をしっかりと受け止め、真摯に対応すること。

④ 創造的復興を牽引する福島国際研究教育機構

- ・ 中長期にわたり、世界水準の活動成果を挙げていくため、機構の長期・安定的な運営を支える組織体制および財政基盤を、政府を挙げて構築すること。
- ・ 研究開発、産業化、人材育成等に一流の人材が十分に力を発揮できるよう、国際競争にも打ち勝てる処遇や設備・実証フィールド、規制緩和等の研究環境とともに、地元自治体の垣根を越えた広域的な視点で魅力的な周辺環境を整備。
- ・ 全国的な経済団体、国際機関、大学や、地域の企業、研究・教育機関等との連携強化により、機構が国内外に浸透するとともに復興に取り組む地域全体に資するよう取り組むこと。

【全体構成と主な提言内容】

はじめに

- 東日本大震災から12年目を迎えた。数十年に一度とも言われる難局の時代にあっても、被災者の方々が、一日も早く希望を持ち安心して生活できる環境を取り戻すため、一人ひとりに寄り添いながら全力を尽くしていく。
- 残された困難な課題への対応、日本創生に向けた取組みの具体化を提言。

I. 原子力事故災害被災地域

原子力事故災害からの復興・再生に向けては、中長期的な対応が必要であり、引き続き国が前面に立って、本格的な復興・再生を進めるにあたっての諸課題への取組みを具体化し、着実に実施していく必要。

○ 廃炉に向けた取組み

- ・「復興と廃炉の両立」を大原則として、廃炉を安全かつ着実に前に進める
- ・ALPS処理水の処分への対応 → **特記事項①**

○ 帰還等の促進に向けた環境整備

- ・特定復興再生拠点区域の避難指示解除を新たなスタートととらえ、住民が安心して帰還でき、円滑に生活を再開・継続できる環境整備に万全を期す
- ・特定復興再生拠点区域外における対応の具体化 → **特記事項②**
- ・新たな活力を呼び込むため、移住・定住を促進するとともに、芸術・文化の活用を含む誘客コンテンツの掘り起こし等により交流・関係人口を拡大

○ 原子力損害賠償 → **特記事項③**

○ 創造的復興を牽引する福島国際研究教育機構 → **特記事項④**

○ 事業・なりわい、農林水産業の再建

- ・事業環境の厳しい地域における事業の再開・継続、さらには創業や企業進出の促進に向け、支援を充実
- ・福島イノベーション・コースト構想を推進。未利用地、実証フィールド等の「強み」を生かし、福島国際研究教育機構を起爆剤に取組みを加速
- ・2025年度末まで約10,000haの営農再開に向け、農地の大区画化、外部からの担い手の参入等の取組みを加速
- ・森林・林業・木材産業の再生、特にしいたけ原木等の生産再開に向け「里山・広葉樹林再生プロジェクト」を本格化
- ・水産業の生産・加工・流通・消費の各段階での対策を徹底。「常磐もの」の市場回復を定着させるため、販路の回復、消費拡大を一層進める

○ 風評払拭・リスクコミュニケーション

- ・ALPS処理水の海洋放出に対する理解醸成、日本産食品等の輸入規制のさらなる撤廃に向けた国内外への働きかけを、あらゆる機会を捉え、取りうるあらゆる手段を通じ、政府一丸となって迅速かつ粘り強く実施
- ・食品の基準値等の出荷制限等の規制について、消費者保護を大前提としつつ、科学的・合理的な観点から速やかな検証を実施
- ・放射線の基礎的知識の教育・啓発を、情報の受け手の目線に立ちつつ促進

○ 中間貯蔵施設・再生利用・指定廃棄物等

- ・除去土壌等の最終処分に向け、福島県内外での再生利用の実施を一層推進、全国的な理解醸成活動を抜本強化
- ・福島県内外の指定廃棄物等の処理について引き続き取り組む

II. 地震・津波被災地域および共通の課題

地震・津波被災地域においては、インフラなどハード面での復興はおおむね完了した一方、心のケア等の被災者支援や、人口減少等の全国に共通する課題に引き続き国および被災地方公共団体が協力して取り組み、持続可能で活力ある地域社会の創生に向けた道筋を確立していく必要。

- ・造成宅地、移転元地等の活用促進に向け、きめ細かくサポートを行う「ハンズオン支援」により、地域の主体的な取り組みの定着を図る
- ・心のケア等の被災者支援に、被災者の状況等に応じ、引き続ききめ細かく対応
- ・地域経済を支える水産業、観光等について、風評への対応を含め、振興を図る
- ・交流・関係人口の拡大等に向け、地方創生施策との一層の連携を図る
- ・2025年日本国際博覧会においては、国内外からの多くの支援への感謝とともに、復興に向けて歩み続ける被災地の姿を世界に発信し、復興を後押し
- ・これまでの復興政策の評価・課題をとりまとめるとともに、震災の記憶と教訓を後世へ継承し、今後に生かす

むすび

- 復興は着実に進んできたが、福島をはじめ、課題が山積。被災者の声を丁寧に聞きながら真摯に取り組む。
- 「創造的復興」に向け、福島国際研究教育機構を中核に、新たな課題に挑戦。
- 被災者一人ひとりが希望を持って人生を歩んでいける「心の復興」を成し遂げるまで、震災の経験と教訓を「風化」させることなく、被災者に寄り添っていく。
- 困難な課題に真正面から向き合い、現場主義と政治主導により、取り組みを着実に前に進める。